

医療安全管理基本方針

(医療安全への取り組み)

医療の質を確保し、安全安心な医療を推進するため医療安全管理室を設置し、以下の項目に取り組んでいます。

1 委員会の開催（1回/月）

- ・医療安全管理委員会
- ・リスクマネジメント部会

2 職員研修

全職員に対して医療安全に関する研修を年2回以上行っています。
また、医薬品・医療機器に関する研修、新規・中途採用者に対する研修も適時行っています。

3 医療安全確保、改善のための取り組み

院内で発生した事例は、インシデント報告システムで報告され、再発防止に向けて各部門と連携し、原因の分析及び改善策について検討を行っています。

改善策は医療安全管理委員会を通じ、全職員へ通達、情報の共有化を図っています。

4 医療事故発生時の対応

医療事故発生時は、患者の救命と被害の拡大回避に全力を尽くします。必要に応じて縮小医療安全管理委員会を招集し、事実関係の究明にあたります。患者・家族の方への説明には誠意を持って対応し、情報の公開にあたっては、プライバシーの保護に十分配慮します。

5 患者相談窓口

医療にかかわる不安・相談について患者相談窓口を設置し、相談内容により各担当者が対応します。相談内容は医療安全推進・運営改善に活用します。また患者・家族が不利益を受けないように十分な配慮を行います。

医療安全管理委員会